

## 告 示

### 埼玉県告示第四百三十五号

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、令和元年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和元年九月十日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 試験期日

令和元年十一月八日（金）午前十時から十二時まで

#### 二 試験場所

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター中会議室

#### 三 受験手続

##### イ 受験願書の入手方法

埼玉県環境部環境政策課、各環境管理事務所並びに各地域振興センター及び同事務所において、令和元年九月十三日（金）から配布する。

##### ロ 申込方法

受験願書等に必要事項を記入の上、簡易書留で郵送すること。

##### ハ 受付期間

令和元年九月三十日（月）から十月十五日（火）まで（期間内消印有効）

#### 四 受験願書の提出先

郵便番号三三〇―九三〇一 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県

#### 環境部環境政策課

#### 五 試験手数料

八千円に相当する額の埼玉県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。

#### 六 試験科目

##### イ 砂利の採取に関する法令

ロ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）